

# 平成26年度 入札制度の変更について

## ○事後審査型条件付き一般競争入札の拡充について

より一層の入札・契約制度の透明性、競争性、公正性の向上及び入札参加者の移動コストの縮減や事務の効率化を図ること等を目的とし、事後審査型条件付き一般競争入札について適用範囲を見直します。

### 【変更前】

予定価格 500 万円以上の土木工事  
建築工事の一部  
予定価格 200 万円以上の舗装工事



### 【変更後】

予定価格 500 万円以上の土木工事  
**予定価格 900 万円以上の建築工事**  
予定価格 200 万円以上の舗装工事

## ○最低制限価格の見直しについて (建設工事)

### 【変更前】

【範囲】 予定価格の 7 / 10 ~ 9 / 10

【計算式】 直接工事費	95%	} 合計額	× 1.08
共通仮設費	90%		
現場管理費	80%		
一般管理費	30%		

### 【変更後】

【範囲】 予定価格の 7 / 10 ~ 9 / 10

【計算式】 直接工事費	95%	} 合計額	× 1.08
共通仮設費	90%		
現場管理費	80%		
一般管理費	<b>55%</b>		

※合計額は、千円未満切り捨て

※計算式が、予定価格に 9.0/10 を乗じて得た額を超える場合は、9.0/10 を乗じた額とする。

※計算式が、予定価格に 7.0/10 を乗じて得た額に満たない場合は、7.0/10 を乗じた額とする。

## ○最低制限価格の見直しについて (委託業務)

### 測量業務

【範囲】 予定価格の 6 / 10 ~ 8 / 10

【計算式】 直接測量費	100%	} 合計額	× 1.08
測量調査費	100%		
諸経費	40%		

### 建築設計業務

【範囲】 予定価格の 6 / 10 ~ 8 / 10

【計算式】 直接人件費	100%	} 合計額	× 1.08
特別経費	100%		
技術料等経費	60%		
諸経費	60%		

### 建設コンサルタント業務

【範囲】 予定価格の 6 / 10 ~ 8 / 10

【計算式】 直接人件費	100%	} 合計額	× 1.08
直接経費	100%		
その他原価	90%		
一般管理費	30%		

### 地質調査業務

【範囲】 予定価格の 2 / 3 ~ 8.5 / 10

【計算式】 直接調査費	100%	} 合計額	× 1.08
間接調査費	90%		
解析等調査業務費	75%		
諸経費	40%		

補償コンサルタント業務

【範囲】 予定価格の 6 / 10 ~ 8 / 10			
【計算式】 直接人件費	100%	} 合計額	× 1.08
直接経費	100%		
その他原価	90%		
一般管理費	30%		

建設・補償コンサルタント業務の一部

【範囲】 予定価格の 6 / 10 ~ 8 / 10			
【計算式】 直接人件費	100%	} 合計額	× 1.08
直接経費	100%		
技術経費	60%		
諸経費	60%		

※合計額は、千円未満切り捨て

※計算式が、予定価格に 8.0/10 (8.5/10) を乗じて得た額を超える場合は、8.0/10 (8.5/10) を乗じた額とする。

※計算式が、予定価格に 6.0/10 (2/3) を乗じて得た額に満たない場合は、6.0/10 (2/3) を乗じた額とする。

【変更前】： 試行

上記計算式により算出した額 × 係数 (80%)



【変更後】

上記計算式により算出した額

※係数 (80%) の廃止

**○前金払制度の拡充及び中間前金払制度の導入について**

本市では、建設工事の適正な施工等の確保、受注者の資金の円滑化を図るため、前金払制度を導入していますが、この度、対象金額の引き下げと伴に、建設工事に係る測量、調査、設計業務等においても前金払制度を導入いたします。

【変更前】

請負額 500 万円以上



【変更後】

請負額 300 万円以上

また、建設工事においては、請負業者への円滑な資金提供を図ることで、下請け業者保護 (適切な下請代金の支払い)、建設業者の資金繰りの改善につなげることを目的として、「中間前金払制度」も併せて導入いたします。

**○建設工事発注基準 (金額) について (市内業者のみ対象)**

以下の基準により建設工事の発注を行います。

《平成 26 年度 建設工事発注基準》

	土木ランク	建築ランク	舗装ランク	水道ランク
A1・A	3000 万円以上	1500 万円以上	800 万円以上	2500 万円未満 1000 万円以上
B	3000 万円未満 1500 万円以上	1500 万円以上	800 万円未満 200 万円以上	1000 万円未満 500 万円以上
C	1500 万円未満 500 万円以上	1500 万円未満 900 万円以上	200 万円未満	500 万円未満
D	500 万円未満 150 万円以上	900 万円未満 300 万円以上		300 万円未満
E	150 万円未満	300 万円未満		300 万円未満

※予定価格 4000 万円以上の土木工事には、土木 1 級施工管理技士 (同等資格を含む) の配置を必要とする。

※予定価格 4500 万円以上の建築工事には、建築 1 級施工管理技士 (同等資格を含む) の配置を必要とする。

※水道ランク発注工事の配置技術者には、給水装置工事主任技術者の配置を必要とする。

※建築Bランク発注工事の上限額については、その都度、審査委員会にて決定する。

※平成26年度（次回改正まで）の建築Bランク発注工事は、900万円以上とし適用する。

## **○適用日**

平成26年6月10日以降に、公告及び指名通知を行う案件から適用します。

## **○問い合わせ先**

宇陀市総務部管財課

TEL 0745-82-3632 IP 0745-88-9084

FAX 0745-82-3900

E-mail [kanzai@city.uda.lg.jp](mailto:kanzai@city.uda.lg.jp)